

蒲郡市緑化事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく間接補助事業により、市民や事業者が行う優良な緑化事業及び民有の既存樹林地を広く開放するために園路整備等を行う民有樹林地活用型事業（以下「緑化事業等」という。）に対して行う助成金交付に関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 市長は、緑化及び都市環境の改善を積極的に推進するため、蒲郡市内にある敷地・建築物（以下「敷地等」という。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理する敷地等は除く。）において、別表第1に定める緑化事業等を行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

- 2 交付を受けようとする緑化事業等は、別表第2に定める基準を充たしていなければならない。ただし、緑化工法、緑化資材の営業を目的とした緑化事業並びに土地、建物に定着していない移動可能なものは除く。
- 3 市長は、本市が策定する緑の基本計画又はこれに類するものに掲げる重点施策と関連があると認められる緑化事業に対しては、優先的に助成できるものとする。
- 4 交付を受けようとする緑化事業等は、第6条に規定する助成金の交付決定の通知日以降に着手し、かつ当該年度の3月15日までに第11条に定める事業実績報告の手続が完了するものでなければならない。
- 5 緑化事業等により設置される緑化施設の管理をしようとする者（以下「管理者」という。）と助成金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、同一でなければならない。ただし、管理者と申請者が異なる場合において、管理者と申請者の間で、当助成事業による助成を受けた緑化工事により設置される緑化施設の管理義務を管理者が負う旨の取り決めがなされているときは、管理者と申請者は同一とみなすものとする。
- 6 申請者が、当助成事業による助成を受けた緑化事業等により設置される緑化施設の存する敷地等の所有者と異なる場合は、当該敷地等の所有者の承諾を得たうえで申請しなければならない。

7 当助成事業による助成を受けたことのある敷地等における緑化事業等及び本市以外の団体等が行う他の助成事業を受ける緑化事業は、助成の対象としない。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、その金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 敷地等において、別表第1に定める緑化事業を重複して行う場合においては、同表に定める金額の合計金額とする。ただし、その合計金額が500万円を超える場合にあつては500万円とする。

(助成実施期間)

第4条 助成対象事業の実施期間（以下「助成実施期間」という。）は、愛知県によるあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく緑の街並み推進事業の実施期間とする。

(助成金の申請手続)

第5条 申請者は、事業に着手する前に、蒲郡市緑化事業助成金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2-1号、第2-2号、第2-3号様式のいずれか）
- (2) 事業場所の位置図
- (3) 事業内容を表した図面、着手前写真等
- (4) 事業に要する経費の見積書
- (5) 土地所有者の承諾書（申請者と土地所有者が異なる場合）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、適当と認めたものについて、速やかに助成金の交付決定をしなければならない。

2 前項の規定により、助成金の交付決定をしたときは、申請者に対して蒲郡市緑化事業助成金交付決定通知書（第3号様式）により、助成金の交付決定を通知するとともに、愛知県知事にあいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金の交付を申請するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」

という。) 第8条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から7日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第8条 第6条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、助成事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市緑化事業助成金交付対象事業内容変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の事業内容を表した図面等
- (2) 変更後の事業に要する経費の見積書

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定内容を変更し、又は条件を付することができるものとし、蒲郡市緑化事業助成金交付対象事業内容変更(中止・廃止)承認通知書(第5号様式)により、助成決定者に通知するものとする。

(助成金交付対象事業の中止又は廃止)

第9条 助成決定者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合においても、第8条と同様に市長の承認を得なければならない。

(事業遅延の報告)

第10条 助成決定者は、助成事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由を、助成事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 助成決定者は、事業が完了したときは、速やかに蒲郡市緑化事業助成金交付対象事業実績報告書(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書(第7-1号、第7-2号、第7-3号様式のいずれか)
- (2) 事業に係る図面(平面図、緑化構造図等)
- (3) 写真(着手前、完了後)
- (4) 事業に要した経費の領収書の写し又はそれに類するもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の実績報告を受理したときは、内容を審査し、適当と認め

たときは、交付すべき助成金の額を確定し、蒲郡市緑化事業助成金確定通知書（第 8 号様式）により、助成決定者に助成金の額の確定を通知するとともに、愛知県知事に事業実績を報告するものとする。

（助成金の交付）

第 1 3 条 助成金は、前条の規定により助成金の額の確定を通知された助成決定者から蒲郡市緑化事業助成金請求書（第 9 号様式）が提出された後に交付するものとする。

（表示板の設置）

第 1 4 条 助成金の交付を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、「あいち森と緑づくり税」を活用した交付事業により緑化事業又は民有樹林地活用型事業を実施した旨の表示板（第 1 0 号様式）を事業施行箇所に設置しなければならない。

（樹木等の管理）

第 1 5 条 助成事業者は、事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって、樹木等の健全な育成及び管理に努めなければならない。

（状況確認）

第 1 6 条 市長は、助成金確定通知書を送付した日以降であれば、助成事業者の承諾を事前に得た上で、助成金の交付を受けて事業を施行した敷地等に立ち入り、状況を確認することができる。

（交付決定の取消等）

第 1 7 条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、助成決定者に蒲郡市緑化事業助成金交付決定取消通知書（第 1 1 号様式）により通知するとともに、交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
 - (2) 助成金の交付決定の条件に反する行為があったとき
 - (3) 助成を受けた緑化施設を故意に破壊又は緑化施設以外の用途に転用したとき
- 2 助成決定者が、助成金の交付を受けた緑化施設を避けがたい事由により除却せざるをえないときは、市長はその交付した助成金の全部又は一部を返還させることがある。

（財産処分制限）

第 1 8 条 助成事業者は、当事業から取得した財産を、市長の承認を受けずに、

助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りではない。

- 2 助成事業者が、前項の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長はその交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

（書類の整備）

第19条 助成業者は、助成金に係る証拠書類等を整備し、かつ、これらの書類を助成事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

（雑則）

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲都市緑化事業助成金交付要綱の規定による諸様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

緑化事業	対象規模	助成金交付額	交付対象経費
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化 生垣設置	面積 50 m ² 以上 生垣設置については延長 15 m 以上	10万円 ≤ 助成金交付額 ≤ 500万円 とし、助成金交付額 ≤ 交付対象事業費 × 1/2 で、かつ以下の条件を満たす額 ただし、生垣設置については、3万円を最低限度額とする。 屋上緑化、壁面緑化の場合、それぞれの緑化事業につき 助成金交付額 ≤ 緑化対象面積 × 3万円 / m ² 空地緑化の場合 助成金交付額 ≤ 緑化対象面積 × 1万5千円 / m ² 駐車場緑化の場合 助成金交付額 ≤ 緑化対象面積 × 2万円 / m ² 生垣設置の場合 助成金交付額 ≤ 生垣設置延長 × 5千円 / m	工事費について、屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化の費用のうち植栽、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材、防根層含む。）、灌水施設、園路整備に係る費用、生垣設置に係る費用及び第14条の表示板の設置に係る費用。ただし、植栽については、植栽した個体の生育期間が1年から2年程度しか見込めないものは除く。
民有樹林地活用型事業	面積 50 m ² 以上（既存民有樹林地の対象規模は 200 m ² 以上）	助成金交付額 ≤ 工事対象面積 × 1万円 / m ²	園路整備、柵、ベンチ、自然解説板、案内板に係る費用及び第14条の表示板の設置に係る費用。

緑化対象面積の算出方法は、都市緑地法施行規則第9条第1項第1号並びに第2号のイ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方法を準用する。

別表第2（第2条関係）

緑化事業	基 準	要 件
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	右記要件（1～3） のいずれかを充た すこと。	1 道路から眺望できること。 2 不特定の人が立ち入って見ることができること。 3 管理者等の了承のもと必要に応じて見ることができること。
生垣設置	右記要件（1～2） のいずれかを充た すこと。	1 生垣設置の接道（公道及び市長がこれに準ずると認める道路に接する）延長が生垣設置の全体延長の50%以上であること。 2 延長1m当たり2本以上植樹すること。
私有樹林地活 用型事業	右記要件（1～3） のいずれかを充た すこと。	1 常時一般の人々が立ち入ることができること。 2 求めに応じ、一般の人々が立ち入ることができること。 3 時間を限って、一般の人々が立ち入ることができること。